

事務事業評価シート

事業番号 No. 53		事務事業名 交通安全協会補助金		所管部課 交通安全課						
基礎情報	事業開始時期【1】	平成13年度	実施形態【2】	☐ 直営 ☐ 委託 ☒ 補助 ☐ その他 ()						
	根拠法令等【3】	西東京市交通安全協会補助金交付要綱								
	総合計画【4】	基本目標	5 安全で安心して暮らせるまち	基本施策	12 安全で安心して暮らすために	施策 12-2 防犯・交通安全の推進				
	個別計画【5】	計画		施策等①		施策等②				
事務事業の概要	事務事業の目的と目指す成果【6】	安全で快適な市民生活の確保に資することを目的に、交通安全対策活動を行う西東京市交通安全協会に対して、その活動に要する経費の一部を補助する。								
	事務事業の内容・実施方法等／補助の概要【7】	【補助の概要】 西東京市の交通安全対策及び交通事故の未然防止を目的として、地域住民に対し田無警察署及び市と連携して事業を実施する交通安全協会に対し、補助金を交付する。 ■支払方法:概算払 ■補助額・率: 定額補助(10円に西東京市の人口(補助金を交付しようとする年度の前年度の4月1日現在において西東京市の住民基本台帳に記録されている住民の数をいう。)を乗じて得た額) ■国・都補助の有無:なし ■上乗せ横出し補助の有無:なし ■補助対象経費:(1)田無地区交通安全協会連合会関係事業、(2)西東京交通少年団関係事業、(3)児童交通安全事業、(4)交通安全運動普及事業、(5)交通安全講習会、(6)交通安全関係研修、(7)その他交通安全対策事業で市長が認めるもの ■補助対象:西東京市交通安全協会 ■補助対象(者)数:1								
事業費データ	項 目	令和5年度(決算額)	令和6年度(決算額)	令和7年度(決算見込額)	令和8年度(予算額)	単位				
	事業費計【8】	1,900	1,400	2,000	2,063	千円				
	財源内訳									
	国庫支出金・都支出金									
	その他()									
	一般財源	1,900	1,400	2,000	2,063					
	人件費計【9】	268	297	297	297					
内訳										
正規職員	0.04 人 268 千円	0.04 人 297 千円	0.04 人 297 千円	0.04 人 297 千円						
会計年度任用職員	人 千円	人 千円	人 千円	人 千円						
総コスト	2,168	1,697	2,297	2,360						
活動実績	項 目	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		単位
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値	
	①交通安全啓発活動及び地域行事警備活動を実施した日数	72	72	72	72	72	77	72	-	日
②										
成果指標	項 目	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		単位
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	見込値	
	交通事故発生件数	211以下	225	211以下	248	211以下	225	211以下	-	件
	①【成果指標の説明】	第3次基本構想・基本計画における施策12-2「防犯・交通安全の推進」の成果指標にもなっている市内における交通事故発生件数を成果指標とし、交通事故の発生件数が減少することで、誰もが安心して暮らせる安全なまちを目指し、交通安全啓発活動及び地域行事における警備活動を実施する。なお、交通事故件数は、1月から12月に発生した件数となる。								
	②【成果指標の説明】	交通安全協会の会員数を成果指標とし会員数の維持・向上を目指すことによって、市内における交通安全の機運を醸成し、安全で快適な市民生活の確保を目指す。								
事業環境等	事業実施についての課題点と改善に向けた取組【12】	西東京市補助金等の運用に関するガイドライン(令和7年12月)に基づき、補助対象経費の一部と補助金の支払い方法についても整理が必要となっており、今後の方針について交通安全協会と協議を開始している。								
	他団体の実施状況【13】	26市のすべてに交通安全協会があり、補助金を交付している。市によって算出方法は異なるが、西東京市と同様に人口数に単価を乗じて算出しているのは10市(西東京除く)で、単価は18円～49.5円となっており、西東京市の単価10円は最低額となっている。								
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有 ☒ 無								

【検証項目】

検証項目 【15】			一次評価	二次評価	本部評価	
	必要性	事業の実施が国・都の法令等で定められている	非該当	非該当		
		市が主体となって実施しない場合、市域内における当該サービスの提供が不十分になる恐れがある	該当	該当		
		現下の社会経済情勢に見合った事業である	該当	該当		
	有効性	成果指標の達成状況はどうか	3	3	0	/9
		上位施策等の目的の達成に向けて事業の対象は適切か	3	3		
		上位施策等の目的の達成に向けて事業の内容・実施方法は適切か	3	3		
	効率性・経済性	業務プロセスに改善の余地はないか	2	2	0	/9
		投入したコストが活動実績に見合っているか	3	3		
		国・都の補助金や受益者負担など、一般財源以外の財源確保がされているか	-	-		

【一次評価・二次評価】

一次評価 【16】	必要性	独自の交通安全啓発活動のほか、市の交通安全推進事業への協力、市や他の地域活動団体が実施する行事における交通誘導を担うなど、市内の安全安心に多大な貢献をしており、必要である。	二次評価 【17】	必要性	26市すべてに交通安全協会があり、交通安全啓発活動や地域行事での警備活動など、安全で快適な市民生活の確保に資する事業を実施しており、その活動に必要な支援である。
	有効性	ボランティアで構成されている当該団体の活動は、安全で快適な市民生活の確保に資する交通安全対策として、交通事故の未然防止等に重要な役割を担っている。令和7年度には新たに交通安全啓発活動として会員向けの自転車実技研修を行ったほか、令和8年度には地域のお祭りと連携した啓発活動を計画するなど、積極的に事業を行っており有効である。		有効性	交通事故の未然防止に向けた会員向け研修の実施、市のイベントや地域のお祭りと連携した交通安全の啓発活動など、積極的に事業を行っており、事業内容は適切である。
	効率性・経済性	近年の支出においても、要綱に沿った適正な支出を続けているが、西東京市補助金等の運用に関するガイドライン(令和7年12月)に基づき、補助対象経費の一部と補助金の支払い方法について整理が必要である。		効率性・経済性	交通安全の啓発活動、市のイベントや地域のお祭りなどへの警備活動を継続していくためには、新たな会員数の確保が重要であり、会員の募集方法について検討する必要がある。また、課題として挙げている補助対象経費の運用については、本市のガイドラインを踏まえて、補助対象団体との調整が必要である。

【外部評価】

評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】	

【行革本部評価】

	コストの方向性	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
	総合評価	

改善の方向性と今後のスケジュール【19】	
----------------------	--